

○愛知淑徳大学健康医療科学部所属学科・専攻 変更規程

(趣旨)

第1条 この規程は愛知淑徳大学学則第27条第2項および愛知淑徳大学健康医療科学部規程第9条第2項の規定にもとづき、健康医療科学部における所属学科・専攻の変更（以下、「転学科・転専攻」という。）について必要な事項を定める。

(在学の原則)

第2条 学生は、在学期間を通じて同一の学科・専攻に属することを原則とする。ただし、学長の許可があった場合、1回に限り転学科・転専攻することができる。

(志願)

第3条 転学科・転専攻を志願する学生（以下、「志願者」という。）は、学部長の定める期間内に、所属学科・専攻変更願書に必要な書類を添え、所属する学科・専攻の主任を経て学部長に提出しなければならない。ただし、医療貢献学科、スポーツ・健康医科学科救急救命学専攻および健康栄養学科への志願は、二年次への志願に限る。

(審査選考)

第4条 学部長は、所属学科・専攻変更願書を受理したときは、転学科・転専攻志願先の学科・専攻に次の事項についての審査および調査を行わせ、その結果の報告を求めるものとする。

- (1) 転学科・転専攻による学生の受け入れに伴う当該学科・専攻の教育計画への支障の有無
- (2) 当該志願者の転学科・転専攻に関する適性
- (3) 当該志願者の転学科・転専攻を認める場合の転学科・転専攻後の学科・専攻（以下、「新所属学科・専攻」という。）に在学すべき年数
- (4) 当該志願者の転学科・転専攻を認める場合の既修得単位の取り扱い

(上申)

第5条 学部長は、前条の報告にもとづき当該志願者の転学科・転専攻の可否について教授会において審議し、その結果を学長に上申する。

2 転学科・転専攻を許可されなかった学生は、引き続き従前の学科・専攻に所属す

る。

(辞退の禁止)

第6条 転学科・転専攻を許可された学生は、転学科・転専攻を辞退することができない。

(修業年限等)

第7条 転学科・転専攻した学生の修業年数は、転学科・転専攻前に所属した学科・専攻（以下、「前所属学科・専攻」という。）における在学年数に新所属学科・専攻において在学すべき年数を加えた年数とする。ただし、入学時から通算して8年を超えて在学することはできない。

(単位の取り扱い)

第8条 転学科・転専攻した学生の、既修得の専門教育科目、全学共通履修科目、学部認定科目等のうち、転学科・転専攻の選考に際して新所属学科・専攻の単位として認められた単位は、個別認定もしくは区分変更認定等とする。

(学納金)

第9条 転学科・転専攻した学生は、新所属学科・専攻に係る学納金を納入しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、健康医療科学部教授会の議を経て、学部長の上申により学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。